

・重要景観計画区域における制限

①<sup>とよま</sup>登米周辺重要景観計画区域

<sup>とよま</sup>登米周辺重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びにその他良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

①-1 みやぎの明治村ゾーン

<武家屋敷及びその他一般住宅>

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁は、道路境界からできるだけ後退させる。</li> <li>・屋根の形状、材料は、できるだけ街並みとして統一感を持たせることを考慮し、無彩色などの落ち着いた色彩とする。</li> <li>・外壁の材料は、できるだけ伝統的材料を表に使用する。</li> <li>・できるだけ2階建てまたは平屋の木造在来工法の住宅とする。</li> <li>・サッシ・ドア・格子や飾りなどの外部に付くものは、できるだけ伝統的な形状や材質のものを用いる。</li> <li>・道路・隣地との境界は、できるだけ生け垣または伝統的な塀とし、圧迫感を与えない高さとする。</li> <li>・建物周囲にはできるだけ木を植える。</li> <li>・門・車庫などは、できるだけ街並みに合ったものにする。</li> </ul>
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は、無彩色などの落ち着いた色彩とする。</li> <li>・外壁は、無彩色又はごく彩度の低い色を使用し、原色や彩度の高い色は避ける。</li> <li>・腰板をつける場合は素材の持つ色を活かしつつ、落ち着いた色彩で仕上げる。</li> </ul>

<商業地区における商店等>

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面線や軒、庇の線に、街並みとして統一感を持たせる。</li> <li>・屋根の形状、材料は、できるだけ街並みとして統一感を持たせることを考慮し、無彩色などの落ち着いた色彩とする。</li> <li>・外壁の材料は、できるだけ伝統的材料を表に使用する。</li> <li>・できるだけ2階建てまでとし、やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の部分から受ける圧迫感を軽減するための工夫を加える。</li> <li>・サッシ・ドア・格子や飾りなどの外部に付くものは、できるだけ伝統的な形状や材質のものを用いる。</li> <li>・道路・隣地との境界は、できるだけ生け垣または伝統的な塀とし、圧迫感を与えない高さとする。</li> <li>・建物周囲にはできるだけ木を植える。</li> <li>・門・車庫などは、できるだけ街並みに合ったものにする。</li> </ul>

建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的要素を考慮し、色の統一に努める。</li> <li>・ 屋根は、無彩色などの落ち着いた色彩とする。</li> <li>・ 外壁は、無彩色又はごく彩度の低い色を使用し、原色や彩度の高い色は避ける。</li> <li>・ 腰板をつける場合は素材の持つ色を活かしつつ、落ち着いた色彩で仕上げる。</li> </ul>
-------------	---

①-2 歴史的景観調和ゾーン・眺望景観保全ゾーン

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低層建築物が主体となった街並みに配慮し、周辺から突出した高さや大きさとなる建築物の立地はできるだけ避ける。</li> <li>・ 壁面位置、屋根形状や方向、庇の出、外壁面などは、通りや街区が共通して持っている「ルール」に調和させる。特に集落地においては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重する。</li> <li>・ しっくいや板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。</li> <li>・ 歴史的建造物などの周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。</li> <li>・ 屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁など、歴史的建造物などの形態意匠をデザインモチーフとした街並みを形成する。</li> <li>・ 規模の大きな建築物を配置する場合は、箱形のような単調で簡便なデザインは避け、傾斜やかまぼこ型の屋根、曲線のある壁面の形状など、表情豊かな形態意匠を工夫する。</li> <li>・ 壁面の規模が大きな建築物を配置する場合は、低層部と中高層部の意匠や色彩、素材に変化をつけるなど、威圧感や圧迫感を低減させる。</li> <li>・ 駐車場は、街並みの連続性を阻害しないよう、目立たない場所への配置に努める。</li> <li>・ 緑豊かな街の表情を演出するために、生垣または塀やフェンスの前面への植栽など、積極的に緑化する。</li> </ul>
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地においては、外壁は暖色系の色相を基調とし、屋根の色彩は外壁と調和させる。</li> <li>・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。</li> <li>・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。</li> </ul>

①-3 登米<sup>とよま</sup>周辺重要景観計画区域内の各ゾーン共通

対象	景観形成基準
----	--------

<p>土地区画形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある法面や擁壁を造らないこととする。</li> <li>・法面が生じる場合は、できるだけ規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。</li> <li>・擁壁を必要とする場合は、できるだけ規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。</li> </ul>
<p>木竹の伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。</li> <li>・いぐねは、できるだけ伐採しない。</li> </ul>
<p>屋外における物の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。</li> <li>・長期間にわたって、廃棄物、再生資源等の堆積を行わない。</li> <li>・目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。やむを得ない場合は、高さや面積を小さくし、かつ整然とした印象を与えるよう整理、整頓する。</li> </ul>